2026年3月10日
日　本　銀　行

2026年度の考査の実施方針等について

１．はじめに

日本銀行は、毎年度の考査の実施方針等を政策委員会で決定している[1]。

考査およびオフサイト・モニタリングの実施にあたっては、金融システムを取り巻く環境変化や、金融機関が直面する様々な課題を踏まえて、金融機関の健全性やリスク管理の実態を迅速かつ継続的に把握し、金融システム全体としての変化をタイムリーに把握することが重要である。

そうした認識のもと、日本銀行では、考査とオフサイト・モニタリングの一体的運用に取り組んでいるほか、大手金融機関を対象とした金融庁との共同調査[2]をはじめ、様々な取組みを通じた金融庁との連携により、金融システムの詳細な把握に努めている。

「2026年度の考査の実施方針等について」では、2025年度の考査およびオフサイト・モニタリングで確認された金融機関の経営動向やリスク管理の状況を整理するとともに、最近の環境変化も踏まえながら、2026年度の考査を実施するうえでの重点事項や、考査運営面での対応などを取りまとめている。また、オフサイト・モニタリングにおいても、考査との一体的運用を図る観点から本方針の重点事項を踏まえつつ、環境変化に伴う柔軟性を確保して対応していく。

２．2025年度の考査の実施状況等

（１）考査の実施状況

日本銀行は、国内銀行21先、信用金庫41先、外国銀行・証券会社[3]等４先の合計66先に対し、考査を実施した。なお、2023年度以降、立入調査とリモート手法を

---

[1] 日本銀行法第15条第２項第５号では、政策委員会の議決を経なければならない事項として、「考査に関する契約内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項」を掲げている。

[2] 2025年度における共同調査のテーマとしては、「共通シナリオに基づく一斉ストレステスト」、「外貨流動性リスク管理」、「サイバーセキュリティ管理」、「気候変動シナリオ分析」を実施した。テーマについては、金融システム上の重要性に応じて、金融庁と協議のうえ、適宜見直すこととしている。

[3] ここでいう「証券会社」とは、金融商品取引法第28条に定める第一種金融商品取引業のうち、同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者を指す。

組み合わせたハイブリッド型の考査を中心に行っており、2025 年度もこうした形式を継続した。

考査の実施先数推移

（先）

	2023 年度	2024 年度	2025 年度
国内銀行	２０	２０	２１
信用金庫	４２	４１	４１
外国銀行・証券会社等	5	7	4
合　　計	６７	６８	６６

（２）考査等で確認された事項

2025 年度の考査およびオフサイト・モニタリングで確認された、金融機関の収益力・経営体力、経営管理およびリスク管理の状況等を整理すると、以下のとおり。

（収益力・経営体力、経営管理）

経営体力をみると、金融機関の自己資本は、各種リスク量との対比で総じて充実した水準にあり、十分な損失吸収力を備えている。そうした中、内外の金融経済情勢にかかる様々な不確実性のもとでも、円滑な金融仲介機能は維持されている。

収益力をみると、大手金融機関では、円金利上昇を踏まえた国内預貸ビジネスの強化の動きに加え、国内外における買収・出資等のインオーガニック戦略を進めつつ、グループ全体としての収益力の強化、収益源の多様化を図る動きが引き続きみられた。

地域金融機関では、円金利上昇に伴い国内預貸ビジネスの収益力が改善する先が引き続きみられたほか、不動産業向け貸出やストラクチャード・ファイナンス（以下、ストファイ。LBO ファイナンス、再生可能エネルギー向け、シップファイナンス等）、プライベートエクイティ（PE）ファンド投資など、注力分野でのリスクテイクを積極化させる動きもみられた。一方、円金利上昇に伴う預金利息の増加のほか、人口減少等の構造要因、システムや人的資本への投資の増加により、基礎的な収益力が下押しされる先も引き続きみられた。

こうした中、経営管理面では、収益管理について、金利上昇の影響の把握のほか、その前提となる預貸金にかかる残高目標の PDCA 管理や金利追随率の検証に課題がある先がみられた。また、先行きの期間収益の悪化が見込まれる先に対して、収益力の強化に向けた取組みについて対話を行った。このほか、人員制約から業務運営面に影響が生じている先や先行きの人員減少が想定されている先に対して、人的リソース管理や店舗運営に関する組織的な取組みを促す議論を行った。

この間、生成 AI の利活用を含めた DX の推進等により、業務効率化や非対面での

対顧客サービスの拡充等を図る動きが広がっている。こうした状況を踏まえ、2025年度も一部の大手金融機関や地域金融機関、証券会社等に対して、金融庁と共同でサイバーセキュリティに関するセルフアセスメントを実施し、各金融機関への集計結果の還元と、各業界団体との意見交換を実施した。また、金融庁と一部の大手金融機関と共同で気候変動リスクにかかるシナリオ分析を実施し、その結果を公表した。

（信用リスク）

金融機関の与信動向をみると、大手金融機関では、ファンド等のノンバンク金融仲介機関（NBFI）向けやM&Aファイナンスに加え、不動産業向けやデータセンター向け、再生可能エネルギー向け貸出等に、地域金融機関では、不動産業向け貸出（特に売買業向け、賃貸業向け）や住宅ローン、ストファイ等に注力する先がみられている。また、大手金融機関、地域金融機関とも、企業の本業・資金繰り支援や経営改善支援等に積極的に取り組んでいる。

こうした中、信用コストは、落ち着いた動きとなっている。

リスク管理面では、債務者の財務・資金繰り状況の実態把握のほか、業況不芳先に対する経営改善支援の実効性や支援計画の PDCA 管理に課題のある事例が確認された。また、注力分野における審査・管理が不十分な事例がみられた。例えば、不動産賃貸業向け貸出では、物件の収支検証やポートフォリオ分析に、不動産売買業向け貸出では、物件の仕入・販売価格や販売計画の検証にそれぞれ課題がみられた。大都市圏においては、融資物件の短期売買に伴う売買業向け貸出や、物件売却を前提とした賃貸業向け貸出が増加している事例がみられた。また、ストファイでは、LBO ファイナンスやシップファイナンスにおいて、収支見通しやストレス耐性の検証、ポートフォリオモニタリング等に課題がみられた。

（市場リスク）

金融機関の有価証券投資の動向をみると、市場環境を巡る不確実性等から、総じて抑制的な投資スタンスにある。また、地域金融機関では、国内債を中心に有価証券評価損が拡大しており、多くの先で評価損超となっている。こうした中、満期保有目的の円債投資残高を増加させる動きも引き続きみられている。

リスク管理面では、地域金融機関を中心に、経営として許容可能なリスク量や評価損に関する組織的な検討と認識共有が不十分であったため、損失限度額を十分な議論を行わないまま引き上げ、評価損の拡大を抑制できなかった先がみられた。また、市場環境を巡る不確実性が高いもとで、市場急変時に備えたマネジメントアクションの組織的な検討のほか、分配可能利益や純資産価値の管理が十分でない事例がみられた。こうした状況を踏まえ、収益力や経営体力対比で評価損が大きい先に対しては、一定の前提のもとでのシミュレーション結果等を示したうえで、評価損

の処理方針や満期保有目的債券を含めた有価証券全体の評価損管理の必要性について対話を行った。

（流動性リスク）

大手金融機関では、外貨について、円投調達への依存度を引き下げることを目指し、粘着性が相対的に高い外貨預金の獲得を強化するなど、調達の安定性向上に努めている。こうした中、流動性ストレステストや緊急時調達計画における資金流出入の定量化に課題がみられた。

地域金融機関では、個人預金が減少している先や増勢が鈍化している先が増加している。こうしたもとで、大口預金比率が上昇するなど、預金の粘着性が変化している。こうした中、預金動向の分析が不十分な事例や、資産・負債構造等のリスクプロファイル（預金の粘着性、資産の流動性）の変化を踏まえた流動性準備管理や流動性ストレステスト、緊急時調達計画に課題がある先がみられた。外貨については、運用対比の要調達額が拡大するもとで、流動性ストレステストのストレス強度やストレス時の資金調達計画に課題がある先がみられた。

（オペレーショナルリスク[4]）

システムリスクについては、大手金融機関、地域金融機関ともに、新しいデジタル技術の活用等が進む一方、ランサムウェア等のサイバー脅威が一段と高まっている。こうした中、サイバーセキュリティ管理では、金融庁が 2024 年 10 月に公表した「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン（以下、金融庁ガイドライン）」への対応が不十分な事例がみられた。また、グループ会社や委託先等のサードパーティに対する管理、クラウドの利用に関する障害に備えた対応が不十分な先がみられた。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、マネロン等）対策については、2024 年度に続き、金融庁検査との連携の枠組みのもとで、金融機関における体制整備の状況を点検した。その結果、全体として体制整備の取組みが進められていたが、一部に対応が不十分な先もみられた。

３．2026 年度の考査の実施方針

2026 年度の考査の実施方針は、以下のとおり（より詳細な重点事項については（別紙）参照）。また、オフサイト・モニタリングにおいても、考査との一体的運用を図る観点から本方針の重点事項を踏まえつつ、環境変化に伴う柔軟性を確保して

[4] 事務、コンプライアンス、コンピュータシステム、業務継続など業務運営全般にわたるリスク。

対応していく。

（１）収益力・経営体力の見通しおよび経営管理の実効性

内外金融経済情勢等の外部環境の変化や人口減少等の地域経済の構造的課題に対する経営陣の認識と中長期的な経営戦略の実現可能性、そのもとでの収益力や経営体力の見通しおよび経営管理の実効性を点検する。その際、特に注視するポイントは、以下のとおり。

✓　大手金融機関については、グローバル展開やグループ戦略、インオーガニック戦略による幅広い金融サービスへの取組み状況。DX の推進や生成 AI の利活用の状況とそのリスク管理体制の整備状況。

✓　地域金融機関については、地域経済や経営資源を踏まえた持続可能なビジネスモデルの構築に向けた考え方と取組み状況。トップライン収益の強化策、生成 AI の利活用を含めた DX の推進による業務改革等の経営効率化策の実効性。経営統合やグループ経営、他社連携、事務・システムの共同化等により経営基盤強化を進める先については、その取組み状況や実効性。

―― 人員制約が強まっている先に対しては、そのもとでの業務運営面への影響、店舗運営・人員配置や人的資本強化等を含めたリソース管理について点検し、先行きの人員見通しなども踏まえつつ、その実効性や経営戦略について対話を行う。

―― 人口減少等に伴い営業基盤の大幅な縮小が想定される先に対しては、預貸金や人員の長期見通しを踏まえた経営戦略について対話を行う。

―― これらの検証を通じて、オフサイト・モニタリングと連携しつつ、地域経済支援や経営基盤強化の取組みの進捗状況等について対話を継続する。

✓　預貸金業務や有価証券運用等の ALM 運営（バランスシート運営）の考え方・管理体制。

✓　市場金利が織り込む金利見通しを踏まえた先行きの収益力や経営体力の見通し、トップライン収益の強化や経営効率化に向けた取組み状況。収益力シミュレーション等を通じた預貸金の残高および金利追随率の実現可能性についての対話。

✓　ROE 等の向上を目指す先においては、収益力向上に向けた収益管理の実効性（RORA 等の採算性指標の活用方法を含む）。

✓　有価証券評価損益やリスク量を踏まえた経営体力管理（ストレス時の分配可能利益や純資産価値への影響を含む）。

✓　銀行勘定の金利リスク（IRRBB）を踏まえた ALM 運営、コア預金の内部モデルの状況。

- ✓ 気候関連金融リスクの把握・管理、情報開示、取引先企業の取組み支援の対応状況。

（２）ガバナンス体制の整備状況や有効性

経営管理やリスク管理の実効性を確保するために必要なガバナンス体制の整備状況や有効性について点検する。その際、特に注視するポイントは、以下のとおり。

- ✓ 海外拠点を有している先や持株会社形態の金融グループについて、グループ戦略、グローバル展開、各法域における金融規制・監督枠組み等に見合った統制状況。
- ✓ 内部監査の機能度、高度化への取組み状況。
- ✓ 経営管理やリスク管理が有効に機能するために必要な情報把握体制。

（３）各種リスクの状況とリスク管理体制の整備状況

経営陣が認識するトップリスクと、それへの対応方針を踏まえて、金融機関が抱える各種リスクの状況と先行きの方向性を把握したうえで、リスク管理の実効性を点検する。その際、特に注視するポイントは、以下のとおり。

- ✓ 信用リスク
  - ・ 債務者の財務・資金繰りの状況およびその変化の把握（金利上昇の影響を含む）、ポートフォリオの特性およびその変化の把握。それらを踏まえた入口審査や中間管理の適切性、償却・引当方法の検討状況（大口業況不芳先に対する引当の十分性を含む）。
  - ・ 不動産業向け貸出や住宅ローンの審査・管理体制、ポートフォリオ分析（LTV・DSCR 分析やストレス耐性の検証）や予兆管理の実施状況。大都市圏における不動産業向け貸出の状況と審査・管理体制。
  - ・ その他の注力分野（ファンド等の NBFI 向け、M&A ファイナンス、データセンター向け、ストファイ等）の審査・管理体制。
  - ・ 業況不芳先に対する経営改善支援の実効性や支援計画の PDCA 管理体制。
  - ・ 金融経済環境やデフォルト事例を踏まえた先行きの信用コストおよびダウンサイドリスクの見積もり。
  - ・ 地域における企業への支援の取組み状況や課題（事業承継・M&A、企業価値担保権の活用、エクイティ出資等）。
- ✓ 市場リスク
  - ・ 有価証券評価損への対応方針。
  - ・ 収益力や経営体力対比でみたリスク許容度の適切な把握と組織的な共有。

・　損失限度枠管理の実効性、市場急変時に備えたマネジメントアクションの検討状況、市場ストレステストの活用状況。

✓　流動性リスク

・　個人預金が減少している先や増勢が鈍化している先、預金利回りの高い先における預金動向分析や粘着性分析の実施状況。資産・負債構造等のリスクプロファイル（預金の粘着性、資産の流動性）の変化を踏まえた流動性準備管理、流動性ストレステスト、緊急時調達計画の実効性。

・　大手金融機関における外貨流動性リスクの把握・管理体制。

・　外貨運用に注力する地域金融機関における、運用・調達ギャップの状況、流動性ストレステスト、緊急時調達計画の実効性。

✓　オペレーショナルリスク[5]

・　勘定系システム更改など大規模プロジェクト管理の適切性、システム障害の未然防止策や障害発生時の復旧体制の実効性（クラウドを含む）。

・　サイバーセキュリティ管理体制の整備状況、金融庁ガイドライン対応に向けたPDCA管理体制。

・　不正事件等の未然・再発防止策の実効性と組織的な牽制体制。内部監査やコンプライアンス体制を含む内部統制の機能度。

４．考査運営面での対応

（１）立入調査とリモート手法を組み合わせたハイブリッド型考査

約３週間の考査期間で、地域金融機関等の経営実態とリスク管理体制を包括的に点検・評価する「通常考査」では、前半約２週間は立入調査を行い、後半約１週間はリモート手法を活用して考査を行うことを基本型とする。ただし、金融機関の状況等に応じて、立入とリモートの比率等を調整したり、全期間立入調査による考査も行う。

（２）金融機関の事務負担への配慮と効率性の向上

考査においては、オフサイト・モニタリングで得られた情報を活用しつつ、金融機関ごとに、①内在するリスクが顕在化した場合の金融システムへの影響、②経営体力や収益力、リスクテイクの状況等を総合的に評価し、これを踏まえて、考査の頻度、考査期間、調査範囲、提出資料、要員数等にめり張りを付ける、リスクベー

[5] マネロン等対策の高度化に関する調査については、金融庁検査と考査における連携の枠組みを通じて、金融庁と問題意識や視点を共有しながら検討を進めていく。

ス・アプローチに基づく効率的な運営を行っている。

金融機関の負担軽減と考査運営の一層の効率性向上を図るため、リスクベース・アプローチに基づき、一部の地域金融機関に対して、考査期間を約２週間に短縮したうえで、オペレーショナルリスク管理等を調査対象外とする「短期考査」を引き続き行っていく。

また、「検査・考査連携会議」を通じた考査・検査計画の調整、考査・検査結果の共有など、金融庁との連携を引き続き行う。考査の実施にあたっては、金融庁と連携した各種の共同調査（共通シナリオを用いた一斉ストレステストや外貨流動性リスク管理、サイバーセキュリティ管理など）との重複を回避することで、金融機関の事務負担に配慮する。

国際的に活動する大手金融機関の考査では、海外当局と問題意識を共有し、連携して対応していく。

（３）金融機関の納得性を踏まえた運営

考査の運営や結果に関して十分な納得や信頼が得られるよう、「考査運営に関するアンケート」や、考査終了後に必要に応じて実施するヒアリングを活用しながら金融機関とのコミュニケーションの充実に努め、金融機関から寄せられた意見・要望に適切に対応することで、考査運営の改善に不断に取り組んでいく。

また、金融業界との定例意見交換会を通じて、金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取組み等を中心に、考査・モニタリングの運営面に関する意見交換も継続的に行う方針である。

以　上

（別紙）

2026年度の考査における重点事項

１．収益力・経営体力の見通しおよび経営管理

金融機関が将来にわたり持続可能なビジネスモデルを構築するため、次のＡ．およびＢ．の観点から、所要の取組みを進めているか点検する。

考査においては、これらの点検に関連して、持続性の高い利益[1]を確保し、経営体力を保持できるかを、市場金利が織り込む金利見通しを前提とした収益力シミュレーション等により検証するとともに、一定のストレス下における期間収益や自己資本比率等の試算も行い、先行きの収益力や経営体力に関する経営陣の課題認識やその向上に向けた対応方針について議論を行う。また、一部の大手金融機関については、オフサイト・モニタリングの一環として、共通シナリオを用いた一斉ストレステストを金融庁と共同で実施し、ビジネスモデルが内包するリスクプロファイルの深い理解を通じて、財務の健全性に関する包括的な評価目線を構築するほか、リスク管理体制の高度化等の経営課題について対話を行う。

Ａ．収益実現の取組みと経営のPDCAサイクル

金融機関が目指すべき収益の実現のために、内外の経営環境を的確に把握しながら経営戦略・計画を立案・実行し、その成果を検証したうえで、環境変化等に応じて経営戦略・計画を適時に見直す体制（いわゆる、経営のPDCAサイクル）を、適切に構築・運用しているか確認する。

金融機関経営を巡る環境変化については、オフサイト・モニタリングを含めて、フォワードルッキングに情報収集を図っていく。たとえば、内外の金融経済情勢にかかる不確実性やNBFIのプレゼンスの高まりの影響、地域経済が直面する構造的な課題、人手不足の問題、DXの推進や生成AIの利活用、内外金融規制・監督の動向等について、金融機関の認識や先進的な取組みを含めて、幅広く調査を行う。

こうした環境認識を踏まえつつ、大手金融機関については、オフサイト・モニタリングとも連携し、外貨調達環境、国際金融規制や各法域における金融規制・監督枠組みの変化がみられる中でのグローバル展開やグループ戦略（海外拠点やインオーガニック投資等の戦略を含む）、DXの推進や生成AIの利活用等の幅広い金融サービスへの取組み、経営効率化に向けた業務改革等を調査し、グループ全体の収益力の観点から取組み内容と実効性を点検する。

---

[1] コア業務純益（除く投信解約損益）から信用コストおよび投信償還損を控除した利益をいう。

一方、地域金融機関については、人口減少や高齢化等の構造要因に直面する地域経済のもとで、これを将来にわたってしっかりと支えていくためには、引き続き、金融仲介機能の円滑な発揮や顧客の課題解決・成長支援を通じて、地域経済の持続的な発展に貢献するとともに、自らの経営基盤強化の取組みを進めていくことが求められている。こうした観点から、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた、トップライン収益の強化策、生成 AI の利活用を含めた DX の推進による業務改革等の経営効率化策の取組み状況および先行きの実現可能性を点検する。持株会社形態等での経営統合やグループ経営のほか、他行庫・異業種との業務提携や事務・システムの共同化等により経営基盤強化を進める先については、その取組み状況や実効性を確認する。また、離職者増加や採用難等により、人員制約が強まっている先に関しては、そうしたもとでの業務運営面への影響や店舗運営・人員配置、人的資本強化に向けた取組み等を含めたリソース管理についても点検し、先行きの人員見通しなども踏まえつつ、その実効性や経営戦略について対話を行う。特に人口や事業所の減少等により営業基盤の大幅な縮小が想定される先については、預貸金や人員の長期的な見通しを踏まえた経営戦略について対話を行う。これらの検証を通じて、オフサイト・モニタリングと連携しつつ、地域経済支援や経営基盤強化の取組みの進捗状況のほか、今後の方針・課題について、対話を継続する。

先行きの収益力や経営体力の見通しについて、収益力シミュレーション等を通じて点検する。その際、預貸金業務や有価証券運用等の ALM 運営（バランスシート運営）の考え方や管理体制を確認する。そのうえで、市場金利が織り込む金利見通しを前提に、預貸金の残高および金利追随率の実現可能性を踏まえて、先行きの期間収益や自己資本比率等の見通しを把握する。また、一定のストレス下における期間収益や自己資本比率、分配可能利益や純資産価値の試算も行う。その結果を踏まえて、トップライン収益の強化や経営効率化に向けた取組みの要否について対話を行い、必要に応じて、収益力強化に向けた PDCA 管理の強化を促していく。

また、経営の PDCA サイクルを運用するうえで、リスク対比でみて適切な収益管理を行っているか確認する。ROE 等の向上を目指す先については、リスクテイクや株主還元、インオーガニック投資等の資本活用の取組み状況等に加えて、全社的な財務目標とそれを達成するための事業部門別・個社別の採算性指標（RORA 等）の整合性や、収益管理の実効性等を点検する。それ以外の先については、収益見通しを一定の精度で把握するといった基本的な事項についての対応状況を確認するほか、収益力や経営体力の状況、業容等を踏まえつつ、効率性指標の活用状況等を点検する。

Ｂ．経営戦略・計画に関するリスクの把握と対応

経営戦略・計画の実施に伴うリスクを的確に把握し、経営陣の関与のもとで、経営戦略・計画の見直しに結びつけているか確認する。特に、内外金利や資産価格を含む金融市場の動向、地政学リスク、気候変動対応など、経営環境・戦略の変化を

勘案したリスクの把握がなされているかに注目する。また、統合リスク管理の枠組みのもとで、収益力や経営体力との対比で許容可能なリスクや有価証券評価損を定量的に把握・管理しているか検証する。

その際、統合ストレステストの活用も含め、金融経済情勢が大きく変化した場合に収益力と経営体力（自己資本比率のほか、分配可能利益や純資産価値）に生じ得る影響を分析し、それらに対するマネジメントアクション等の対応を事前に検討しているかも点検する。統合ストレステストについては、①経営陣の関与および所管部署の統括機能、②シナリオおよびテスト対象範囲の十分性、③モデルやデータの整備・検証体制、④テスト結果を経営の PDCA に活用する枠組みとその運用等を点検する。特に、金利環境の変化を踏まえた有価証券評価損や投信償還損、リスク量への影響について確認する。また、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について、リスク管理上の位置付けや管理状況を確認するほか、コア預金の内部モデルの状況について、対話を行う。

先行きの収益力や経営体力に懸念が認められる先との間では、将来にわたり安定的に金融仲介機能を発揮していくための自己資本とリスクアセットのバランスや、これらを管理するための枠組み、配当等の資本政策のあり方について、経営陣との対話を重点的に行う。考査終了後も、オフサイト・モニタリングにおいて経営トップとの対話を継続していく。

グローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）やこれに準ずる先については、再建計画やコンティンジェンシープランの実効性を点検する。海外 G-SIFIs の在日拠点については、グループ内での役割を把握するとともに、業務内容やリスクに応じた適切な管理体制が構築されているかを点検する。そのうえで、①グループ全体のストレス事象を想定した場合の在日拠点への影響と対応、②再建・破綻処理計画上の在日拠点の位置付け等について、これらに関する在日拠点の関与も含め点検する。在日法人の形態をとっている拠点については、経営悪化時における本部の支援体制も点検する。なお、③円資金の管理拠点が在日拠点以外に置かれている場合には、同拠点の管理状況や不測の事態に備えた日本銀行との連絡体制を確認する。また、④グループ全体のストレス事象を想定した場合におけるわが国の金融システムへの影響について、本部等からの情報収集も含め調査を行う。

気候変動対応については、規模・特性に応じて、気候関連金融リスクの把握・管理、情報開示、取引先企業の取組み支援の状況に関して対話を行う。その際、オフサイト・モニタリングを中心として、金融庁・日本銀行との共通シナリオに基づく気候変動シナリオ分析や、気候関連金融リスクに関する規制・監督やリスク管理を巡る国際的な議論などを踏まえながら、規模・特性に応じて気候変動シナリオ分析の高度化を促していく。

２．ガバナンス

Ａ．ガバナンスの有効性確保

ガバナンスの有効性について、各種経営方針の組織への浸透と、リスク認識に関する組織内のコミュニケーションが円滑に図られ、経営戦略・計画の実現に向けて適切に組織力を発揮できる体制が構築されているか確認する。その際、インオーガニック投資を含む業務拡大や、グループ横断的なサービス提供機能強化などの経営戦略に応じた、経営管理、リスク管理および内部監査を含めたグループ・グローバルベースのガバナンス体制が構築されているか確認する。

また、考査では、社外取締役等との面談を必要に応じて実施する。

Ｂ．内部監査機能の発揮・高度化

内部監査の機能度について、①経営戦略およびリスクテイク状況や、リスク顕在化事象の発生状況等を踏まえたリスクアセスメントを通じて、監査対象の選定や監査資源の配分が適切に行われているか、②業務の適正性の検証と監査結果を受けた改善が適切になされているか、特に本部監査では、必要に応じて外部専門家等の知見も活用しつつ、リスク管理の実効性に踏み込んだ点検を行い、有効な改善策の検討につなげているか、③監査の結果や提言が経営に活用されているかを、金融機関の業容やリスクテイクの状況、リスク顕在化事象の発生状況等に応じて点検する。なお、考査の実効性を高める観点から、立入調査前に内部監査部署へのヒアリングを必要に応じて実施する。

Ｃ．経営管理・リスク管理に必要な情報把握体制

主として大手金融機関を対象に、経営陣が適切な経営判断を行うためのグローバル・グループワイドな財務情報やリスク情報について、①経営情報システムなどの情報把握体制を適切に整備しているか、②そのために十分な経営資源を割り当てているか、③情報の網羅性や正確性、適時性等を確保しているか、などを点検する。その際、国際金融規制等、制度面への対応状況も確認する。

３．信用リスク管理

Ａ．審査・管理

大手金融機関、地域金融機関のいずれにおいても、金融経済環境の変化や個別債務者の状況を踏まえた信用リスク管理が重要となる。また、特に地域金融機関は、人口減少など地域経済が直面する構造的な課題も踏まえた管理が求められる。

こうした状況等を踏まえつつ、個別債務者の財務・資金繰りの実態およびその変化を適切に把握し、債務返済可能性（金利上昇ストレスへの耐性を含む）の分析を

行っているか、ポートフォリオ特性やその変化を分析しているか、信用コストの発生事例の分析を適切に行っているか、点検する。また、そうした分析を入口審査や中間管理に的確に活用しているかについても点検する。特に業況不芳または事業リスクが大きい大口債務者については、実態把握の十分性や、自己査定の正確性を含めた審査・管理の適切性を丹念に点検する。その際には、ラインシート調査[2]等も活用していく（３．の以下の項目も同様)。

Ｂ．注力分野への対応

金融機関が注力する領域について、適切なリスク管理が行われているか検証する。

大手金融機関、地域金融機関ともに残高が増加している不動産業向け貸出や住宅ローンについては、不動産価格が大都市圏を中心に上昇を続けていることも踏まえつつ、大都市圏での貸出案件を中心に、貸出スタンスや審査・管理体制を点検する。具体的には、①不動産売買業向けでは、プロジェクトの妥当性検証や進捗管理、物件の評価額、物件販売の短期化・長期化の状況、不動産市況のモニタリング等を踏まえた予兆管理、②アパートローンやワンルームマンションローン等の不動産賃貸業向けでは、賃料や空室率、所要経費等を含めた先行きの収支計画や回収可能性、期限前返済（物件の早期売却）の状況のほか、LTV や DSCR 等を活用したポートフォリオ管理や債務者・物件等の属性分析の状況などについて点検する。また、金利上昇や不動産価格下落などのストレス時を想定した審査・管理体制も確認する。

その他の注力分野については、大手金融機関では、ファンド等の NBFI 向けや M&A ファイナンスに加え、データセンターや再生可能エネルギー向けなど取組みをグローバルに積極化させている先がみられていることを踏まえて、個別与信の審査・管理のほか、与信集中や貸出関連商品の組成・販売などの業務を適切に管理しているか、本部がグローバルな管理・報告ルールを整備し、適切にモニタリングしているかなどを点検する。また、地域金融機関では、ストファイ等に注力している先について、貸出形態や債務者の特性を踏まえ、適切に審査・管理を行っているか点検する。

Ｃ．企業の経営改善支援

大手金融機関、地域金融機関のいずれにおいても、金融経済環境の変化や個別債務者の状況を踏まえた企業の経営改善支援が重要となる。また、特に地域金融機関は、地域経済の持続性を高める観点からも、企業の経営改善支援の実効性を確保す

[2] 抽出された個別の債務者について、財務状況の推移、借入・返済状況の推移、これらの将来見通し、金融機関の自己査定結果や融資方針等の情報が記載された書面（ラインシート）を基に関係部署と面談を行い、地域経済や業界の動向といった経営環境、与信管理状況等を把握・確認すること。

ることが求められる。

こうした観点から、業況不芳先について、①個別債務者の財務状況や保全・引当の状況等を踏まえ、本部と営業店が連携し、経営改善支援が必要な先を的確に抽出しているか点検する。また、②それらの債務者の経営実態や事業の将来性を的確に分析し、事業再生の可能性を見極めたうえで、債務者と経営課題の認識や対応方針を共有しているか、③債務者の課題解決に向けた助言や提案、支援等を、本部と営業店が適切に連携して行っているか、④実現可能で有効な支援計画が策定され、適切に進捗管理が行われているかなど、経営改善支援にかかる PDCA 管理の実効性について点検する。特に業況不芳が長期間続いている大口債務者に関しては、抜本的な経営改善を図ることなく貸出を続けるなど、リスクが蓄積していないか、深度ある対話を行う。

Ｄ．信用コストの見通し（償却・引当のあり方）

内外の金融経済環境や、最近のデフォルト事例、個別およびポートフォリオレベルの債務者の状況、保全・引当の状況を踏まえ、先行きの信用コストおよびダウンサイドリスクを検証し、その妥当性について金融機関と対話する。また、適切な償却・引当方法のあり方について金融機関と対話を深めるほか、必要に応じて金融機関の会計監査人との意見交換も実施する。特に業況不芳の大口債務者に関しては、引当の十分性を含め、深度ある対話を行う。

Ｅ．地域における企業への支援の取組み

地域金融機関を中心に、事業承継・M&A や企業価値担保権の活用、エクイティ投資等の資本性資金供給など、地域における企業等の持続的な成長を促し、地域経済の活性化を目指した取組みの状況を確認するとともに、今後の取組み方針や課題等について対話を行う。

４．市場リスク管理

Ａ．リスクテイクに応じた管理体制の構築

地域金融機関では、損失限度枠管理の枠組みやアクションプラン、収益力や経営体力対比でのリスク許容度に関する組織的な検討・共有が不十分であった結果、評価損が拡大した先がみられている。また、満期保有目的の円債投資残高を増加させる動きもみられている。

こうした状況等を踏まえ、金利環境の変化等を踏まえた市場リスクテイク方針（ヘッジ方針を含む）や満期保有目的債券の扱いを含めたリスク管理体制を確認する。収益力や経営体力対比で評価損が大きい先に対しては、評価損への対応方針について対話を行う。また、運用計画の策定に際して、計画を実行した場合のリスク

量等が、収益力や経営体力対比で許容可能かを検証しているか点検する。そのほか、市場ストレステスト等の実施を通じて、評価損が拡大した場合の分配可能利益や純資産価値への影響を検証しているかなども点検する。また、流動性の低いリスク性資産（PE ファンドや私募 REIT 等）が増加している先を中心に、リスクプロファイルを的確に把握したうえで、市場ストレステスト等を活用して適切にリスク管理を実施しているか確認する。

Ｂ．各種リスク・損失限度枠の適切性、市場急変時に備えた対応

各種リスク・損失限度枠を経営体力や期間収益対比でみて適切な水準に設定し、必要に応じて見直しているか、市場急変時に備えた実効的なアクションプランを組織的に検討しているか、点検する。また、実際に協議ポイント等に抵触した場合に、経営体力や期間収益への影響も踏まえて、継続保有の適否等を組織的に検討し、マネジメントアクションを適時に行う枠組みが整っており、実際に機能しているか点検する。

５．流動性リスク管理

Ａ．円貨流動性リスク管理

①個人預金が趨勢的に減少している先や増勢が鈍化している先、預金利回りの高い先を中心に、預金動向や粘着性についての分析を行い、必要に応じて対応策を組織的に検討しているか、②預金の粘着性や資産の流動性といった資産・負債構造等のリスクプロファイルの変化を踏まえて、流動性準備管理や流動性ストレステスト、緊急時調達手段の見直しを適切に行っているか、点検する。

Ｂ．外貨流動性リスク管理

国際的に活動する大手金融機関については、①外貨バランスシート戦略に見合ったリスク管理指標を設定しているか、②調達可能額を踏まえた資金ギャップ枠を通貨別に設定するとともに、突発的な資金流出にも対応可能な流動性バッファーを保有しているか、③合理的な資金流出入の想定に基づき、流動性ストレステストおよび緊急時調達計画をグループ全体で実施する体制を整備しているか、点検する。

外貨調達基盤の強化とリスク管理の高度化に向けた取組みについては、オフサイト・モニタリングにおいても、金融庁や大手金融機関を管轄する海外当局とも連携しつつ、継続的に調査を行う。大手金融機関のうち一部の先については、金融庁との共同調査を実施する。

また、地域金融機関については、外貨建て資産運用に積極的な先や短期の市場性調達等への依存度が高い先を中心に、調達環境の変化や資産の市場流動性等を勘案した安定的な調達手段の確保、流動性ストレステストの実施・活用、緊急時調達計

画の実効性など、リスク管理体制を点検する。

６．オペレーショナルリスク管理

Ａ．システムリスク管理体制

勘定系システムのオープン化・クラウド化などの大規模なシステム更改におけるプロジェクト管理や委託先管理の適切性等について、必要に応じて委託先等への調査も実施しつつ点検するほか、次期システムに向けた検討状況（地域金融機関が利用する共同システムを含む）について確認する。また、重要システムを中心に、①冗長化を含むシステム障害の未然防止策や、②コンティンジェンシープランの整備・訓練を含む障害発生時の復旧体制の実効性について点検する。また、DX の推進やデータ整備を含む生成 AI の利活用による新たな技術やサービスの利用に見合ったリスク管理が行われているか点検する。

さらに、クラウドの利用や API 連携等、サードパーティとの業務連携が拡大している傾向も踏まえ、そうした先については、開発・運用のプロジェクト管理、システム障害時等の連携体制、顧客データ等に関する情報セキュリティの観点等から、業務委託先を含むサードパーティ管理を適切に行っているか点検する。このほか、サイバーセキュリティを含むシステム管理の実効性と、システム投資の効率性の両立を図る経営資源の配分が行われているかなどの観点から、金融機関本体およびそのグループ会社等に対する IT ガバナンスの有効性を確認する。

Ｂ．サイバーセキュリティ管理体制

金融庁ガイドラインへの対応について、サイバー脅威の高まりや各金融機関の業務内容等（クラウドの活用状況を含む）を踏まえ、外部評価等も活用して目指すべき管理水準とのギャップ分析により要改善点を洗い出しているか、それらを基に優先順位や対応期間を設定したうえで具体的な対応計画を策定しているか、確認する。その際、経営陣の関与のもとで、予算や人員の資源配分が行われ、対応計画の達成に向けた PDCA 管理が適切に行われているか点検する。

大手金融機関のうち一部の先については、金融庁と共同でサイバーセキュリティ管理に関する調査を実施する。

地域金融機関等については、引き続き、金融庁と共同でサイバーセキュリティ管理体制に関するセルフアセスメントを実施し、整備状況の実態把握および対策強化について働きかけを行っていく。

Ｃ．コンプライアンス体制

不正事件等の未然・再発防止策を講じているか、フロント部署内およびリスク管理部署による組織的な牽制体制が構築されているか、内部監査やコンプライアンス

体制を含む内部統制が有効に機能しているか、点検する。このほか、フィービジネスに注力する先を中心に、金融商品販売やアドバイザリー業務にかかる優越的地位濫用・利益相反管理など、コンプライアンス体制の整備状況を点検する。

Ｄ．マネロン等対策

国際的にマネー・ローンダリング対策やテロ資金供与の防止が強く求められている中、金融機関がマネロン等対策を着実に進めることは、適切な業務運営を確保するうえで不可欠であるほか、金融機関自身の信認維持のためにも重要である。こうした観点から、マネロン等対策の高度化に関する調査については、金融庁検査と考査における連携の枠組みを通じて、金融庁と問題意識や視点を共有しながら検討を進めていく。

Ｅ．事務リスク管理体制

事務事故の発生頻度の高い先を中心に、①事務処理の実態把握や発生傾向分析等により、有効な再発防止策が講じられているか、②事務の本部集中や店舗機能の見直し等に伴うリスクプロファイルの変化を適切に認識し、対策を講じているか、③金融機関およびその重要なグループ会社や業務委託先・連携先等のサードパーティも含め、管理体制の整備・見直しが適切に行われているか、点検する。

Ｆ．業務継続体制

実効性のある業務継続体制の整備は、金融機関の重要業務の遂行に加え、わが国の決済システムの円滑な運行という観点からも重要である。こうした観点から、地震や台風、水害など最近の自然災害や感染症、サイバーインシデントの発生に対応して、業務継続体制の見直しが適切に行われているか点検する。その際には、被災想定の大きさや金融機関の決済システム・地域におけるプレゼンス等を考慮する[3]。

以　　上

[3] 大手金融機関等については、ITシステムやサードパーティ等への依存の高まり等の環境変化を踏まえ、システム障害、テロやサイバー攻撃、感染症、自然災害等を含む事象が発生した場合を念頭に、オペレーショナル・レジリエンス（未然防止策を尽くしてもなお業務中断が生じることを前提とした早期復旧・継続体制の整備）の観点からも調査を行う。